

明石市立夜間休日応急診療所の次期指定管理者候補者の選定について

1 取組方針

明石市立夜間休日応急診療所について、令和2年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎えることから、引き続き、市民生活における安心の確保と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとします。

(1) 対象施設

明石市立夜間休日応急診療所

(2) 選定方法

非公募とします。

現指定管理者である一般社団法人明石市医師会は、市内の80%を超える医療機関から医師が加入している団体で、当該応急診療所に関して、当番診療にかかる安定的な医師の確保と医療の提供が可能な唯一の団体であることから、公募によらず引き続き選定することとします。

(3) 指定期間

5年間とします。

(4) 利用料金制度

比較的軽症の急病患者的の応急的な診療を目的に設置している施設であり、指定管理者の自律的な経営努力は困難であることから、利用料金制は採用しません。

(5) その他

様々な課題（常勤医が定着しない、感染症流行時の待ち時間など）が生じてきているなかで、指定管理者とも連携し、利用者本位の医療サービスのさらなる向上を図る必要があります。

2 選定スケジュール

時期	内容
令和元年10月	指定管理者候補者へ仕様書等を提示 指定管理者の書類審査
令和元年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
令和元年12月	指定議案の提出（令和元年12月議会） 指定の通知及び告示・公表
令和2年1月～3月	基本協定・年度協定（令和2年度）の締結
令和2年4月	次期指定管理者による管理運営業務の開始